

「ゴルフ場利用税」の廃止を求める決議

我が国では、消費税創設（平成元年）の際、パチンコ場やボウリング場等の娛樂施設利用税が廃止されたが、ゴルフについては、担税力のある裕福な者は行うスポーツであるとして「ゴルフ場利用税」が新設され、未だに存続している。

ゴルフは、既に国民体育大会の正式種目に採用され、現在、子供から高齢者、障害者まで、国民の約一割、一千万人が親しむ生涯スポーツとなつており、もはやゴルフ場の利用者に特段の担税力を見出すことはできない。

また、ゴルフ場は他の屋外スポーツに比べ格段の行政サービスを受けているわけではなく、むしろ、雇用、資材の購入、交流人口の増加等によつて地域との共存共榮を果たすとともに、ゴルフ産業は我が国を代表するスポーツ産業の一つであり、地域経済にも大きく貢献しているものである。

こうした中、あまたあるスポーツの中で、ゴルフ場の利用にのみ単体で課税されることは税の公平性の観点からも極めて不当なものであるとともに、消費税との二重の負担となつていて。

ゴルフは、本年のリオデジャネイロオリンピックから正式競技に復帰し、国際的にも競技スポーツとして確固たる地位が認められた人気スポーツであり、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、世界的に類を見ないゴルフのみを狙い撃ちした課税を行つてていることは恥ずべきことである。

ついては、今般の税制改正において、「ゴルフ場利用税」の廃止を決定すべきである。右、決議する。

平成二十八年十月十二日

超党派ゴルフ議員連盟

自民党ゴルフ振興議員連盟

事幹
務局事
務局次
長
小笠浅竹下高石中曾赤保高麻
宮澤尾木原松岡村生
山慶義伸弘利広興正太郎
泰英浩銳一直博義伸弘利広興正太郎
子男史仁郎一文明晃文明隆治彦郎

副会
長代
行
松下
新平
下松園安漆
地野田住原
幹頼博淳良
郎久之夫
衛藤征士郎
額賀福志郎
細田昭子之
山東博之
山細田昭子之
山東博之
山衛藤征士郎
山額賀福志郎
山細田昭子之
山山東博之
山山衛藤征士郎

事幹
務局事
務局次
長
井神小大武岸吉竹遠橋山下塩茂中河甘額谷麻衛
上田田西藤野本藤本木崎木曾村利賀垣生藤征
原根志禎太士郎一郎郎
貴憲芙蓉信正直利聖有博恭敏弘建志禎太士郎一郎郎
博次潔男治夫芳一明子ニ文久充文夫明郎一郎郎

高青神片萩稻宮山金川保高
橋ひ山生後藤山下田沢東子崎岡村
な周佐さ田つ光正昭一二興正
こ平市き一純一朋洋昭一二興正
子義郎治彦
逢鴨稻宮山金川保高
山下田沢東子崎岡村
一一朋洋昭一二興正
郎郎美一子義郎治彦

副会
長代
行
副幹
幹事
長代
理長
井神小大武岸吉竹遠橋山下塩茂中河甘額谷麻衛
上田田西藤野本藤本木崎木曾村利賀垣生藤征
原根志禎太士郎一郎郎
貴憲芙蓉信正直利聖有博恭敏弘建志禎太士郎一郎郎
博次潔男治夫芳一明子ニ文久充文夫明郎一郎郎